

平成31年4月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成31年4月17日（水）
開会：午後3時 閉会：午後3時30分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 3月定例会、臨時会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第19号 大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第20号 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第21号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第22号 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第23号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第24号 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第25号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について
 - 議案第26号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員
日渡教育長、前田委員、壽委員、八田委員、桶谷委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、橋詰政策調整監、中野教育監、青山教育総務課長、上杉同課長補佐、西本同課主事、人見学校教育課長、太田児童生徒支援課長、井上学校給食課長、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が4月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の非公開 全て公開議案

3月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長報告

- 議案第19号 大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第20号 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第21号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
- 議案第22号 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第23号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
- 議案第24号 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 議案第19号から議案第24号までは、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則に基づき、緊急を要し、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長が4月1日付けで教育委員会を臨時に代理して決定したものについて、教育委員会の承認を求めるものである。

これらの議案において改正する規則及び規程は、職務代理者が職務を行う場合の事務の委任や、組織及び事務の分掌、事務の決裁手続及び職員の職務権限、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する事、事務局の職の設置、あるいは大津市奨学資金給与条例の施行に関する事、等について必要な事項を定めている規則及び規程であり、これらについて、平成31年4月1日付の機構改革・人事異動に伴い、政策監から政策調整監に変更されたことや、その他必要な事務的な修正を行ったものである。

【質疑】

○日渡教育長 議案第19号、議案第22号、議案第23号、議案第24号については、政策監を政策調整監に改めるものであり、議案第20号は、中学校給食準備室が学校給食課の課内室になったことに伴う修正等であり、議案第21号については、人事異動に伴う決裁規程を整理したものである。

○壽委員 今後このような事務的な作業の色合いの濃いものについては、臨時代理となるのか。

○日渡教育長 そのような方向でどうかと考えているところである。

○壽委員 臨時代理したものについて、承認しなかった場合、その決定はどうなるのか。

○西本教育総務課主任 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項においては、「教育委員会規則で定めるところにより、(中略)臨時に代理した事務(中略)を教育委員会に報告しなければならない」と定められており、規則において「教育長は、次の委員会の会議において報告し、その承認を受けなければならない。」と定められている。従い、承認がなされなかった場合に、法律上直ちに無効となるものとは解されないが、規則の規定を満たさないこととなる。

○壽委員 法律より規則の方が臨時代理権限が狭いが、その点は問題ないのか。また法律の解釈

によると臨時代理されたものは原則承認という建付けとも考えられるので、その辺りを整理した上で臨時代理される事項について考えたい。効率化を図るという点では賛成である。

○日渡教育長 指摘の点について、教育長・委員協議で早いうちに議論をするよう段取りする。

【採 決】 可決

○議案第 25 号 平成 28 年教育委員会告示第 8 号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について

【説 明】

○青山教育総務課長 議案第 25 号は、個人演説会において教育委員会の所管施設を利用する際に納付すべき費用の額を定めた告示について、施設の改修等に伴い、照明など設備の内容について変更があったことから、必要な修正を行うものである。可決されれば、本日付で告示を行う。

【質 疑】

○桶谷委員 可決されれば本日付で告示を行うとのことであるが、その場合本日から適用となるという理解でよいか。

○青山教育総務課長 その通りである。

【採 決】 可決

○議案第 26 号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

○人見学校教育課長 議案第 26 号は、大津市のコミュニティスクールについて、現在 5 年目で 23 の小・中学校において 21 の学校運営協議会が設置されているが、この度、木戸小学校から設置申請が出されたため、これを承認し、大津市学校運営協議会規則の別表において木戸小学校を加えるものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

閉会 教育長が 4 月定例会の閉会を宣言